

兵庫県メディカルコントロール協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整を行うとともに、消防法（昭和23年法律第186条）第35条の8の規定に基づく協議会として、兵庫県メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消防法第35条の5に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準（以下「実施基準」という。）に関する事。
- (2) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整に関する事。
- (3) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割りの調整・決定に関する事。
- (4) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定・調整に関する事。
- (5) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関する事。
- (6) 地域メディカルコントロール体制実施に係る検証に関する事。
- (7) プレホスピタル・ケアの向上に関する事。
- (8) その他、傷病者の搬送と受入れの実施に関し必要と認める事項及びメディカルコントロール体制の構築に関し必要な事。

(協力要請等)

第3条 協議会は必要があると認められるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

- 2 協議会は、知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について、意見を述べるることができる。

(組織)

第4条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委嘱)

第7条 委員は、兵庫県知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は防げない。

(幹事会)

第8条 委員長は、必要に応じて幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受けて、所掌事務について委員を補佐する。

(地域メディカルコントロール協議会)

第9条 協議会に、その所掌事務を分掌し、地域における課題等の事項を協議するため、神戸、阪神・丹波、中播磨・西播磨、東播磨・北播磨・淡路及び但馬に地域メディカルコントロール協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

- 2 地域協議会は第2条(1)に定める実施基準のうち各地域の実情を踏まえた内容の検討及びその実施に係る連絡調整に関する事務を所掌する。

(謝金)

第10条 委員（県職員及び消防機関の職員を除く。）が、会議、その他協議会の職務に従事したときには、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 11 条 委員が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

2 第 6 条第 4 項の規定に基づき、代理人が会議に出席し、又は旅行したときには、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは委員本人と同様とする。

(庶務)

第 12 条 協議会の庶務は、兵庫県企画県民部災害対策局消防課において処理する。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、防災監が招集する。

(神戸市地域メディカルコントロール協議会)

4 神戸市地域メディカルコントロール協議会に関して必要な事項は、この要綱の規定にかかわらず、別に定める。